

CSR マネジメント

サントリーグループは、真に人々や社会から信頼され、選ばれる、価値ある企業となるために、その基盤として法規制の遵守はもとより、透明性の高い経営・組織体制を構築・維持しながら「Growing for Good」な企業の実現に向けた取り組みを強化しています。また、ステークホルダーの人権を尊重した経営を推進することが極めて重要との認識のもと、人権についての活動方針を定め、さまざまな取り組みも行っています。



コーポレート・ガバナンス



コンプライアンス



リスクマネジメント



人権



コーポレート・ガバナンス

社会から信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。



コンプライアンス

社会の期待に応え、責任を果たしていくために、コンプライアンスを最優先する組織・風土づくりを進めています。



人権の尊重

企業活動における「人権」に対する関心が高まる中、人権リスクマップを作成するなど、取り組みを強化しています。



リスクマネジメント

事業を継続して社会に貢献していくために、グループ全体のリスクを把握・分析し、課題解決に向けて取り組んでいます。

CSR マネジメント

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会から信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

サントリーグループのコーポレート・ガバナンス

サントリーグループは、「グループ経営」と「業務執行」を分離させる純粋持株会社制を導入しています。地域社会やお客様、ビジネスパートナーなどすべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

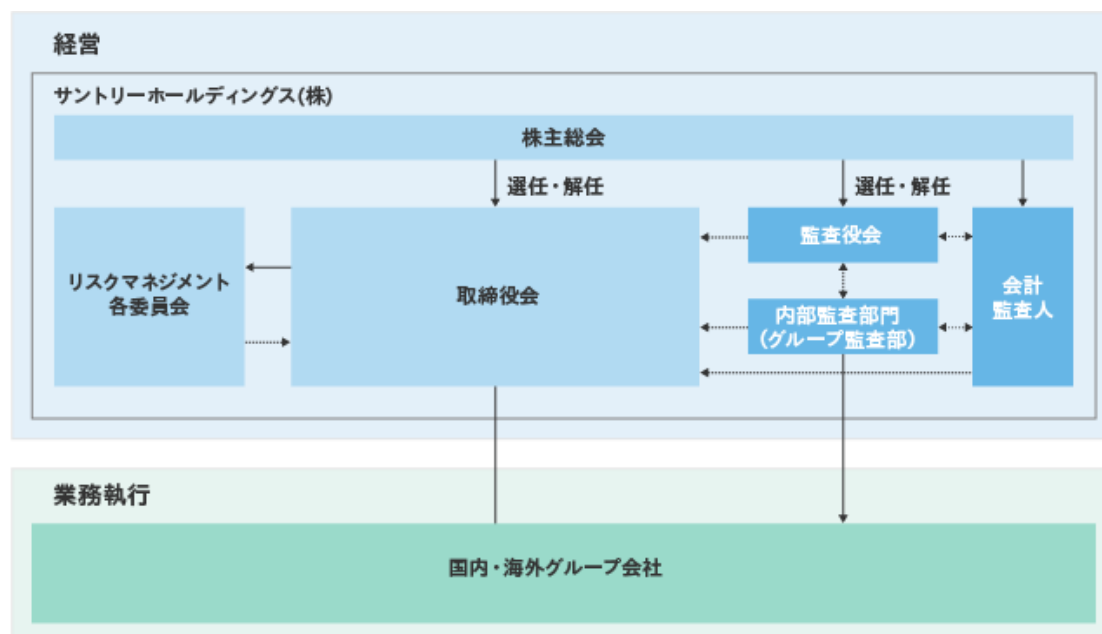
■グループ経営を担う各種会議体

サントリーホールディングス（株）の取締役会は、社外取締役1名を含む11名（2016年4月現在）の取締役で構成されています。取締役会では、グループ全体の経営課題について具体的な検討・協議・意思決定を行うとともに、グループ各社の業務執行を監督する役割を担っています。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と業務執行を分離し、機動的な意思決定を実現しています。

■経営を監査する体制

サントリーホールディングス（株）の監査役会は、社外監査役2名を含む4名（2016年4月現在）の監査役で構成され、業務の執行状況や内部統制システムの整備状況などを監査しています。監査役会室を設置し、監査役会の監査活動を補助しております。加えて、グループ各社の業務執行状況などを監査・検証する内部監査部門としてグループ監査部を設けています。また、外部監査法人が会計監査を実施し、会計や会計に関わる内部統制の適正性や適法性について、客観的な立場から検証しています。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムの強化

サントリーホールディングス（株）の取締役会で決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンスや情報管理、リスクマネジメントなどの取り組みを強化することで、より実効性のあるガバナンス体制の構築を目指しています。

サントリー食品インターナショナル(株)のコーポレート・ガバナンス

東京証券取引所市場第一部に上場しているサントリー食品インターナショナル(株)は、監査等委員会設置会社です。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、ならびに、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を目的とし、より透明性の高いガバナンスを維持するために設けられました。取締役会を構成する取締役11名(監査等委員である取締役を含む)のうち3名は社外取締役(2016年4月現在)です。

また、同社では、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めています。これは、社外取締役を含めた取締役会においては、経営戦略、中期・長期計画および経営課題に関する議論等、より大局的・実質的な議論を行うことで、経営戦略を実現し、目標とする経営指標を達成するとともに、個別の業務執行については経営委員会または社内規程に基づく意思決定によるものとするにより、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とするものです。さらに、2015年6月には、コーポレート・ガバナンスコードの各項目をすべてコンプライし、これに基づいたコーポレート・ガバナンス方針を策定し、公表しております。

コーポレート・ガバナンス

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその運用状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、取締役会で決議した内容は次の通りです。（2015年改定）

サントリーホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、“グローバル総合酒類食品企業”を目指し、更なる持続的成長とサントリーグループ全体の企業価値の最大化を図るために、下記のとおり、内部統制システムの基本方針を策定する。

1. 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. サントリーグループは、サントリーグループ企業倫理綱領により、以下のとおり基本原則を示している。

「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚のもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土が何より重要である。

サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員一人ひとりは、企業市民として、社会的な倫理のうえに組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。

2. この実践のために、法令遵守・社会倫理の遵守をサントリーグループの全ての取締役、執行役員及び従業員の行動規範とする。サントリーグループの取締役及び執行役員は、コンプライアンス経営の実践のため、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。

3. グローバルリスクマネジメント委員会及びサントリーグループ内に設置される各リスクマネジメント委員会（グローバルリスクマネジメント委員会及び各リスクマネジメント委員会を総称して以下「リスクマネジメント委員会」という）において、コンプライアンス体制の推進を行うとともに、重要課題を審議する。また、サントリーグループ内にコンプライアンス担当部門を設置し、活動の徹底を図るため、当該部門を中心として、定期的に教育・研修活動を行うとともに、サントリーグループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

4. 当社のリスクマネジメント委員会及びコンプライアンス担当部門はその審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

5. サントリーグループの取締役、執行役員及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスクマネジメント委員会に報告するものとする。また、コンプライアンスホットラインを社内・社外に設置し、サントリーグループの従業員がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたリスクマネジメント委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置をとり、再発防止策を策定し、全社にこれを実施させる体制とする。

6. 必要に応じて、子会社に取締役又は執行役員を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、子会社に対して助言、指導、支援を実施するものとする。

7. 必要に応じて、子会社に監査役又はこれらに相当する者（以下「監査役等」という）を派遣し、監査の実施を行うものとする。また、監査部門において、子会社に対する内部監査を実施する。

8. サントリーグループの従業員のコンプライアンスの状況・業務の適正性について、監査部門による内部監査を実施し、その結果は、代表取締役社長に報告されるものとする。

9. 財務報告の適正の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。

10. サントリーグループの取締役及び執行役員は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1.総務担当役員は、社内的重要文書の保存及び管理について、文書管理規定等を必要に応じて見直し、改善を図るものとする。
- 2.取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規定に従い保存・管理するものとする。
- 3.上記の文書等は、取締役、執行役員及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- 4.リスクマネジメント委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

III. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1.サントリーグループの経営上の戦略的意思決定は、取締役会に付議されるものとする。
- 2.業務執行におけるリスクは、各取締役及び各執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
- 3.グループ経営上重要なリスクは、リスクマネジメント委員会及び品質保証委員会において、グループ全体にわたる業務遂行上のリスク及び品質リスクを網羅的・総括的に管理する。また、それぞれの重要なリスクについて、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規定の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
- 4.新たに生じたグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

IV. 当社の取締役及び当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役及び担当執行役員は、全社的目標達成のための具体的な目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
- 2.担当取締役及び担当執行役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会又は経営報告会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
- 3.各取締役及び各執行役員の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規定に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

V. 当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1.子会社の取締役及び執行役員の業務執行の状況については、定期的に取り締り会及び経営報告会において報告されるものとする。
- 2.子会社を担当する取締役及び執行役員は、随時子会社の取締役及び執行役員から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
- 3.責任権限規定において、一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告を義務付け、あるいは当社の取締役会の承認を得るものとする。
- 4.監査部門は、子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役社長に報告するものとする。

VI. その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び上場子会社を含めたグループ会社間の取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

VII. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

なお、当該使用人の異動、評価等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性を確保するものとする。

また、当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

VIII. 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行を担当する取締役及び執行役員は、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
2. サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
3. サントリーグループの監査部門は、定期的に当社の監査役又は監査役会に対する連絡会を実施し、内部監査等の現状を報告する。
4. 内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について、必要に応じて当社の監査役又は監査役会に報告する。

IX. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員が、コンプライアンス担当部門等を通じて、監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

X. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
2. 監査役は、当社子会社の監査役等又は監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
3. 監査役会は代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、“グローバル総合酒類食品企業”を目指し、更なる持続的成長とサントリーグループ全体の企業価値の最大化を図るためには、グループ横断的なコンプライアンス・リスクマネジメント等の内部統制システムの整備・運用が重要であると認識しております。当事業年度における、内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1) コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・コンプライアンスホットラインを社内・社外に設置しており、イントラネット・ポスター掲示等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。通報・相談に関しては、関連部署が責任をもって事実関係の調査を行い、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、「サントリーグループ内部通報制度規定」により、通報者が通報・相談したことを理由に通報者に対していかなる不利益取り扱いも行ってはならない旨を定めています。
- ・コンプライアンス担当部門を中心として、従業員等に対して、コンプライアンス・企業風土等に関する意識調査を実施するとともに、その結果をフィードバックし、更なるコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・従業員等に対して、贈収賄に関する法令・規制の遵守、贈収賄の全面的禁止を定めた「反贈賄宣言」の周知を図り、贈収賄規制に関する教育・研修活動を開始しました。

2) リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・グローバルな事業拡大に伴い、海外グループ会社を含めたサントリーグループ全体のグローバルリスクマネジメントを強化するため、2015年4月に、グローバルリスクマネジメント委員会を新設しました。
- ・グローバルリスクマネジメント委員会及びサントリーグループ内に設置される各リスクマネジメント委員会（グローバルリスクマネジメント委員会及び各リスクマネジメント委員会を総称して以下「リスクマネジメント委員会」といいます）を定期的開催し、サントリーグループのリスク抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・品質リスクについては、品質保証委員会を定期的開催し、サントリーグループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・リスクマネジメント委員会及び品質保証委員会において、危機発生時の報告ルールを定める等、リスクが現実化した場合の対処方法についても整備しました。
- ・情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規定を整備しています。また、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行いました。

3) 業務執行の効率性の向上に関する取り組みの状況

- ・取締役会を19回開催し、中期計画の策定、予算策定、M&A、設備投資等経営上の意思決定を行いました。
- ・取締役会において、サントリーグループの経営成績が報告され、サントリーグループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

4) 監査役会に関する運用状況

- ・監査役は、取締役会、リスクマネジメント委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けています。
- ・監査役・監査役会は、監査部門から、内部監査等の現状について定期的に報告を受けています。
- ・監査役は、当社子会社の監査役等又は監査部門と意思疎通及び情報の交換を行っています。
- ・監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けています。

5) 内部監査に関する運用状況

監査部門は、監査計画に基づき当社各部門及び国内外の子会社について内部監査を実施し、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うとともに、監査結果を、適宜、代表取締役社長に報告しています。

CSR マネジメント

コンプライアンス

お客様や社会からの期待に応え、責任を果たしていくために、コンプライアンスを最優先する組織・風土づくりを進めています。

コンプライアンス推進体制

■全従業員共通の価値を示した「企業倫理綱領」

サントリーグループの全従業員が共通の価値観をもち、共通の基準で行動できるよう、2003年に「サントリーグループ企業倫理綱領」を制定しました。この綱領に基づき、グループ横断的な視点からコンプライアンス推進体制を整備しています。また、2012年にはこの綱領を、従業員の「考動」を促すための指針とするため、社会的責任に関する国際規格ISO26000を参照して内容を改定し、企業理念の実現のための土台を担う行動原則（Our Principles）と位置づけました。

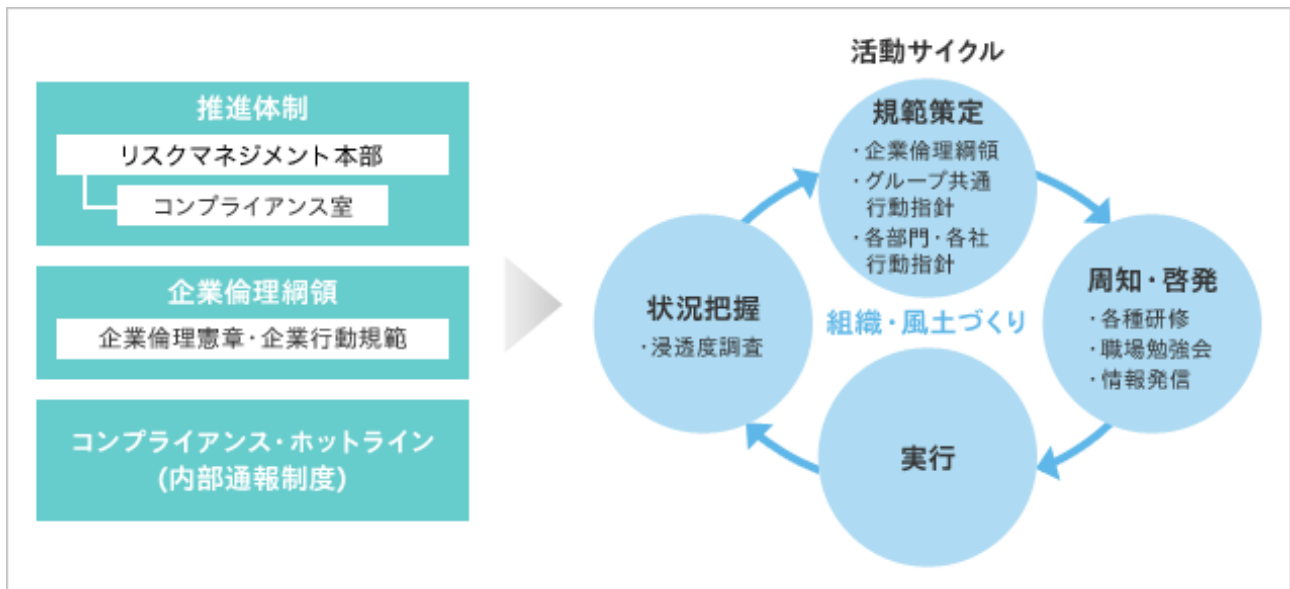
■現場に根ざした推進体制

グループ横断的な視点からコンプライアンスを推進するために、その専門組織として、リスクマネジメント本部のもとにコンプライアンス室を設置しています。

コンプライアンス室では、方針に沿った具体的な諸施策の立案・実施や各職場での実践状況の把握、課題に対する提言・助言のほか、「コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）」を設け、公平・公正に対応しています。

また、国内外のグループ各社ではそれぞれにコンプライアンスを推進する責任者を配置し、各社の課題に対応した独自の行動指針を策定・周知するなど、主体的な推進活動を行っています。

コンプライアンス推進のしくみ



■問題の早期発見・解決のためにホットラインを強化

サントリーグループでは「企業倫理綱領」に反する行為があることを従業員が知った場合、まず上司に報告・相談することを基本としています。しかし、そうした報告・相談が適さない場合に問題を早期に発見し解決するため、国内グループ全体の共通窓口としてコンプライアンス室と、社外の法律事務所の2カ所に「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。さらに、国内グループ11社が社内に独自の窓口を設けて運営しており、コンプライアンス室では独自窓口担当者の対応力向上を目的に毎年研修を行っています。

また、コンプライアンスに関するプログラムの適用対象を、グループ各社の従業員だけでなく、派遣社員等にも拡大し、サントリーグループのコンプライアンス・ホットライン窓口を周知するとともに、「企業倫理綱領」に反する行為や問題発生のおそれがある場合について通報を促しています。さらに、一部のお取引先従業員にも順次適用を進めていきます。2015年の通報件数は123件（国内グループ各社独自の窓口受付分を含む）で、そのうち約3分の2は労務・人事ならびにマネジメントに関するものでした。それぞれの通報案件に対しては、コンプライアンス室やグループ各社担当部署が当該案件関係者すべてのプライバシー保護に配慮した調査のもと、是正・勧告などの対応を行い、問題の改善や再発防止策が徹底されていることを確認しています。

また、グローバルリスクマネジメント体制の一環として、海外グループも包括した全世界共有の通報受付窓口を、2016年4月より設置しました。

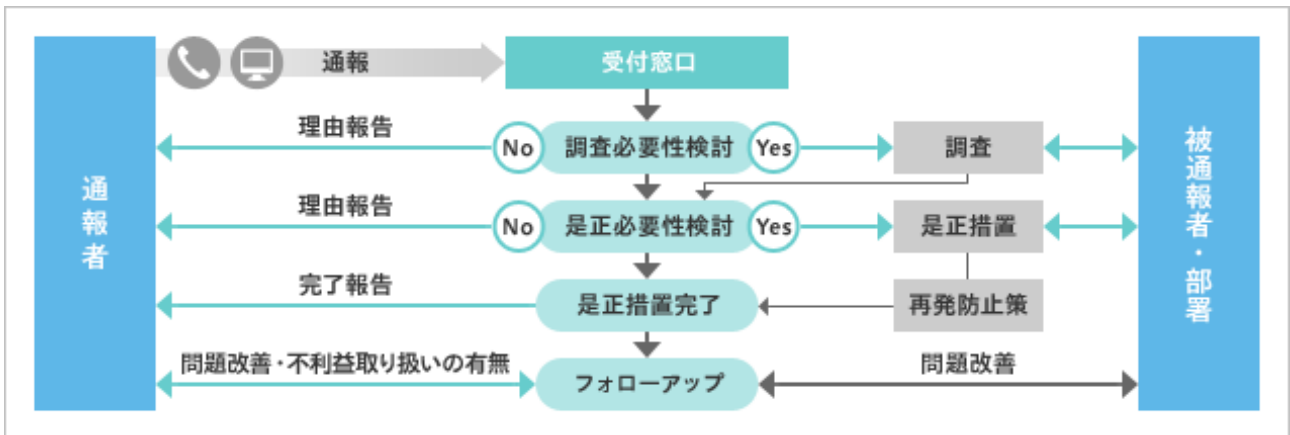


「コンプライアンス・ホットライン」周知ポスター

■通報者等の保護

サントリーグループでは「コンプライアンス・ホットライン」の設置と同時に、就業規則で通報者が不利益を被るような取り扱いを禁止しています。また「内部通報制度規定」を制定し、通報者のみならず調査協力者への不利益な取り扱いを禁止すること、対応後に通報者をフォローアップすることなど、通報者等の保護を徹底しています。

コンプライアンス・ホットライン対応フロー



コンプライアンス実践のための活動

■「企業倫理綱領」をグループ全体へ周知

サントリーグループの全役員・従業員が「企業倫理綱領」を理解し、日々の行動の中で実践していけるよう、サントリーグループの理念や「企業倫理綱領」をまとめた小冊子「SUNTORY SPIRIT～私たちが大切にしていること」を配布しています。

毎年年初には、国内サントリーグループ全従業員が新たな気持ちで「企業倫理綱領」の内容を再確認し、冊子巻末の「コンプライアンス宣言書」に自らサインをしています。同時に、世の中で起きているコンプライアンス事例や、全社・各社それぞれの課題と認識している内容など、さまざまなテーマで職場ディスカッションを実施し、コンプライアンスの基本についてリマインドし、倫理観の醸成を図っています。また、海外グループ従業員にも「SUNTORY SPIRIT」を配布し、周知に取り組んでいます。



小冊子SUNTORY SPIRIT

■継続的な情報発信でコンプライアンス意識の啓発活動

コンプライアンスを実践するために、社内イントラネット内の「コンプライアンス・ネット」で定期的に情報を発信しています。「コンプライアンス・ネット」ではその時々に取り組んでいる活動と連動したテーマ、世の中の事例を通してコンプライアンスの本質を理解するコンテンツなどを発信しており、各社のコンプライアンス推進責任者が中心となって、全従業員へ周知しています。さらに「コンプライアンス・ネット」には、いつでも学習できるようにコンプライアンスの基礎知識やハラスメントチェックなど、セルフラーニング集なども掲載しています。

また、2015年は酒席マナーに関する啓発ポスターを作成し、従業員が折に触れて酒席におけるマナー・モラルに対する意識をリマインドできるよう取り組んでいます。

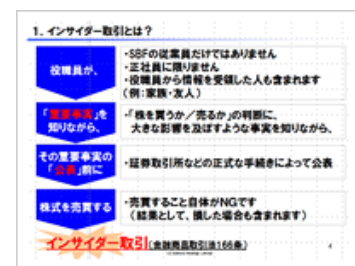


■グループ会社の推進活動を支援

グループ各社はそれぞれの会社の推進責任者が中心となって活動を行っています。コンプライアンス室では、各社の課題に応じた施策の提案やツールの提供、集合研修の実施など推進活動を支援しています。また、国内グループ会社へ新たに着任する役員・管理職を対象に、コンプライアンス経営の牽引役としての役割をより深く認識するための研修を実施しています。

■インサイダー取引防止体制の整備と社内啓発

グループ会社であるサントリー食品インターナショナル(株)および(株)ダイナックが東京証券取引所市場に上場していることから、サントリーホールディングス(株)法務部およびサントリー食品インターナショナル(株)管理本部総務部が東京証券取引所提供のコンテンツをベースとしたe-ラーニングを実施し、インサイダー取引防止の徹底に取り組みました。



啓発資料

事業活動における「企業倫理綱領」の実践

「企業倫理綱領」に定める「企業行動規範」の中で「3. 公正で透明な事業活動を展開します」とし、コンプライアンスを重視することを明記しています。事業活動においては、さまざまなコンプライアンス上の課題について、各部門や専門チームが自主基準を設定・運用しています。

■公正な事業活動を徹底

サントリーグループは「独占禁止法」をはじめとする各種法令を遵守し、公正な事業活動を行うことを事業の大前提としています。1992年に「独占禁止法遵守指針」を定めて以来、法改正や環境変化に合わせて指針を改定、運用しています。「キャンペーンに関する景表法上の留意事項」「下請法遵守マニュアル」のイントラネットへの掲載や、各部門・グループ会社向けの定期的な説明会の実施など「独占禁止法」および関連法規の周知と遵守徹底を図っています。

また、お取引先やお客様に対する日々の活動において公正さを確保するべく、商品開発、販売、マーケティングの企画段階から専門部署が積極的に関わり、法令遵守の観点から関係部署の対応方針や活動を検証しています。

■委員会を設置して酒類の公正取引を推進

「酒類に関する公正な取引のための指針[※]」を踏まえ、酒類に関する法令および社内自主基準等を確実に遵守するため、サントリーグループの酒類の販売を担うサントリー酒類(株)に「公正取引推進委員会」を設置し、公正な取引の推進に努めています。

※「酒類に関する公正な取引のための指針」は2006年に国税庁から提示された行政指導指針。過当競争などによる不当廉売から、酒類事業者の経営が悪化し、酒税が減少することを防ぐためのものであり酒類事業者の経営安定のために、公正な取引条件の設定やリポート類の透明化を求めている。独占禁止法を運用する公正取引委員会との連携も定めている。

■事業活動の透明性を保つために贈収賄などを禁止

サントリーグループは「企業行動規範」の中で、政治・行政・関連団体や企業など、相手がいかなる法人・個人・団体であっても、過度な接待・贈答を禁止し、法令を遵守した健全で透明な関係を保つことを定めています。

また、業務上で関わる相手との関係や、日常的に起こりうるケースを想定し、具体的取るべき行動や判断の指針を示した「サントリーグループ共通行動指針」を作成しています。この指針はイントラネットに掲載し、グループ各社の全役員・従業員に周知徹底を図っています。

■グローバルコンプライアンスの取り組み

サントリーグループのグローバル展開に伴い、グローバルな推進体制構築、グローバルスタンダードへの対応に取り組んでいます。The Foreign Corrupt Practices Act(FCPA)等の世界各国の贈賄に対する規制強化に伴い、2015年はグローバルスタンダードに合わせた接待・贈答に関するガイドラインを制定し、説明会やeラーニングにより周知理解の展開を図りました。2016年はグローバル反贈賄ポリシーを制定、接待・贈答に加え、寄付や政治献金などを含めた新たなガイドラインを制定していきます。また、グローバルコンプライアンス体制の一環として、海外グループも包括した全世界共有の通報受付窓口を、2016年4月より設置しました。

コンプライアンス意識の状況把握のため従業員意識調査を実施

コンプライアンス実践の状況および個別課題の有無をグループ全体にわたって把握するため、グループ国内全従業員を対象とした「意識調査」を実施しています。その調査結果から、全社および各部・各部門の個別課題を把握し、グループ全体のコンプライアンス意識醸成のための取り組みを検討します。また各社の経営層や管理職とその課題を共有し、各社各部の自主的な課題解決のアクションにつなげています。

コンプライアンス

サントリーグループ企業倫理綱領

I. 企業倫理憲章

分かち合いたい普遍的価値（6つのキーワード）

私たちが関わるすべてのステークホルダーに対して

1. 誠実であること
2. 公平で公正であること
3. 透明であること
4. 社会的な責任を果たすこと
5. 多様な価値観の存在を受け入れること
6. 信頼と思いやりをもって接すること

II. 企業行動規範

1. お客様の喜びと幸せに貢献できるよう、安全で安心な質の高い商品やサービスを提供するとともに、誠実で透明なコミュニケーションに努めます。

ア. お客様の声に誠実に耳を傾け、商品やサービスの企画開発・原料調達から製造・販売に至るまで、お客様に一層ご満足いただけるよう大きな価値を創造し、提供します。

イ. お客様が必要とする情報を適切に提供するよう努めるとともに、製品表示や宣伝・広告等は誤認や誤解のおそれのない正確で分かりやすい表現を心がけます。

ウ. お客様の安全・安心・健康に関わる重要な情報は、正確かつ分かりやすく速やかに開示します。

エ. お客様との双方向のコミュニケーションを通じて、一層の満足と信頼をいただけるよう努めます。

2. 法令を遵守し高い倫理観に則った活動を進めます。

ア. 関係各国の法令を遵守し、国際規範を尊重するとともに、文化・慣習・伝統・宗教にも配慮した公正で透明な企業活動を行います。

イ. 法令遵守や社会的倫理に関わる重要な情報は、適時・適確に開示します。

ウ. 企業活動を進めるうえで、内外の政治・行政組織、関連団体、企業はもとより、いかなる法人、個人とも、法令や手続きに則って健全で透明な関係を保ちます。

エ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度での対応を徹底します。

オ. 酒類を扱う企業グループの責任として、アルコール関連問題の予防に努めるとともに、適正飲酒の啓発活動に積極的に取り組みます。また、問題飲酒行為は決して行いません。

3. 公正で透明な事業活動を展開します。

ア. 取引先・競争会社との関係においては、不当あるいは不正な手段による利益追求を排除し、自由で公正な競争に基づいた企業活動を展開します。

イ. 取引先の選定においては、第三者との取引を含む合理的で公正な比較・評価に基づいて行います。

ウ. 取引先等との接待や贈答品の授受については、公私のけじめを明白にして、健全な商慣習や社会的常識の範囲内で行います。

4. よき企業市民として積極的に社会貢献活動を行います。

- ア.活動する地域での相互交流を深め、その課題の解決や生活文化の充実に寄与するように努めます。
- イ.文化や芸術をはじめ幅広い分野の活動に取り組むとともに、こうした活動に取り組んでいる団体や個人等に対しても支援活動を行います。
- ウ.様々な機会をとらえ、未来を担う次世代の健全な育成に資する活動を行います。
- エ.社会活動、ボランティア活動への参加を積極的に支援します。

5.地球環境の保全に真剣に取り組む、自然と調和し生物多様性に富んだ持続可能な社会を次世代に引き継ぎます。

- ア.あらゆる生命の源であり、創業の原点とも言える水資源の持続可能性のため、水を守り、育みます。
- イ.商品・サービスのバリューチェーンすべての段階で環境負荷の低減を目指します。
- ウ.適切に構築された環境マネジメントシステムのもと、環境活動に取り組む、継続的改善につなげます。

6.すべての人々の人権を尊重するとともに、働きがいのある企業グループの実現を目指します。

- ア.あらゆる企業活動において、児童労働や不当な労働の強制を認めません。
- イ.個人の人権と人格を尊重し、不当な差別やハラスメント等を排除して、公正な処遇がされる職場環境をつくります。人権侵害が発覚した場合には、当事者のプライバシーを守りつつ、再発防止を含め速やかに適切な対応をとります。
- ウ.心身ともに健康で、安全かつ安心していきいきと働くことができる職場環境を築きます。
- エ.多様な個性を持つ、すべての人が率直に意見や行動を示せるよう、互いの考え方や立場を尊重し、自由闊達で風通しの良い職場風土の醸成に努めます。
- オ.一人ひとりが仕事に誇りと責任を持ち、個性を発揮しながら自律的に目標にチャレンジし、自身の成長とともに、ゆとりと豊かさを実現できる活力ある企業グループを目指します。

7.会社財産や情報等は、適切な保全・管理に努め有効に活用するとともに、第三者の権利を尊重します。

- ア.有形・無形を問わず会社財産については所定のルールに従って適正に管理し、私的利用など業務以外の目的では使用しません。
- イ.会社の秘密情報は第三者へ漏洩することのないよう、厳重に管理します。また個人的な不正・不利用も行いません。
- ウ.個人情報やお客さま・取引先等の秘密情報を取得する場合は正当な方法で入手し、定められた範囲においてのみ使用し、適切に管理します。
- エ.業務に関する情報は、社内ルールに従って相互に共有に努め、連携して積極的に活用します。
- オ.知的財産権の保全・確保に努めるとともに、第三者への権利供与の許諾等は、適正なルールに従って行います。
- カ.第三者の所有する知的財産権は十分に尊重し、侵害または不正使用は行いません。

CSR マネジメント 人権の尊重

企業活動のグローバル化が進み、企業の人権への取り組みに対して、社会からの関心が高まっています。また、サントリーグループにとっても、CSR重点課題への取り組みにあたり、ステークホルダーの人権を尊重していくことが極めて重要だと考えています。人権に配慮した活動を推進するため、人権リスクマップを作成し現状を整理するとともに、従業員やサプライチェーンに対する働きかけを行うなど、従来の取り組みを一層強化しています。

人権課題に対する取り組みに向けて

サントリーグループは、2013年から、人権課題により一層取り組んでいくために、企業倫理綱領など既存の枠組みだけでなく、人権リスクマップの作成や調達先のモニタリングを開始しています。

人権方針の策定

サントリーグループは、人権についての活動方針を定め、その遵守に努めています。

サントリーグループ 企業倫理綱領（抜粋） （2003年制定、2012年4月改定）

II. 企業行動規範

6. すべての人々の人権を尊重するとともに、働きがいのある企業グループの実現を目指します。

- ・ア. あらゆる企業活動において、児童労働や不当な労働の強制を認めません。
- ・イ. 個人の人権と人格を尊重し、不当な差別やハラスメント等を排除して、公正な処遇がされる職場環境をつくります。人権侵害が発覚した場合には、当事者のプライバシーを守りつつ、再発防止を含め速やかに適切な対応をとります。
- ・ウ. 心身ともに健康で、安全かつ安心していきいきと働くことができる職場環境を築きます。
- ・エ. 多様な個性を持つ、すべての人が率直に意見や行動を示せるよう、互いの考え方や立場を尊重し、自由闊達で風通しの良い職場風土の醸成に努めます。
- ・オ. 一人ひとりが仕事に誇りと責任を持ち、個性を發揮しながら自律的に目標にチャレンジし、自身の成長とともに、ゆとりと豊かさを実現できる活力ある企業グループを目指します。

サントリーグループCSR調達基本方針（抜粋） （2011年制定）

サントリーグループは、企業理念「人と自然と響きあう」と企業倫理綱領に基づき、安全・安心で高品質な商品・サービスをお届けするために、公正・公平な取引を実施し、サプライチェーンのお取引先とともに、人権・労働基準・環境などの社会的責任にも配慮した調達活動を推進します。

お取引先との良好なパートナーシップを構築し、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

2. 人権・労働・安全衛生への配慮

基本的人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮した調達活動を推進します。

人権リスクマップの作成と評価

サントリーグループは、2013年10月にCSR推進部・人事本部・コンプライアンス室が中心となり、人権リスクマップを作成しました。また、作成したマップをデンマーク人権研究所「DIHR (The Danish Institute for Human Rights)」に送り、グローバルな総合酒類食品企業として留意すべき事項についてアドバイスをもらいました。

人権尊重を推進する委員会の設置

サントリーグループでは、「企業倫理綱領」にあらゆる不当な差別やハラスメントなどを排除することを定めています。そのために、人権の尊重と国籍・性別・年齢・障がいなどによる差別の排除を目的に、中央委員会と各事業所の人権推進委員で構成する「人権教育推進委員会」を設置しています。誰もが安心して働くために、すべての従業員が人権について正しく認識することが大切であるとの考えのもと、継続的な意識啓発に取り組むとともに、新任マネジャー研修、新入社員研修などにおいて、人権教育・啓発のプログラムを実施しています。

ハラスメントの防止

「従業員意識調査」には、ハラスメントに関する項目を組み入れ、現状を把握し、取り組みの改善につなげています。さらに、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の窓口を社内外に設置。女性担当者も配置して、相談しやすい環境を整えています。

■意識啓発を徹底しセクシュアルハラスメントを防止

サントリーグループでは、「セクシュアルハラスメント防止マニュアル」を作成し、イントラネットを通じて従業員に周知徹底しています。また、新任マネジャー研修などを通じて、セクシュアルハラスメントに対する注意を継続的に喚起しています。

■パワーハラスメント禁止を従業員に徹底

職権や力の差などを背景にした威圧的な言動（パワーハラスメント）の禁止を企業行動規範に定め、従業員に徹底しています。パワーハラスメントに関しても、イントラネットを通じて、正しい理解と意識啓発のために定期的に情報発信を行っています。

従業員の意識向上に向けた取り組み

人権意識の向上や人権尊重の企業風土づくりを組織全体で実践していくため、啓発・教育活動を推進しています。

■「職場を元気にする人権」をテーマに人権講演会を展開

サントリーグループでは、新任マネジャーや新入社員などを対象とした人権研修に加え、部門単位でも人権講演会やセミナーを実施しています。2015年は全国の生産工場にてセミナーを実施しました。内容としては人権を身近に捉えるという視点テーマで実施した講演会「職場を元気にする人権」のDVD版視聴に加え、企業が人権啓発に取り組む意義などを取り上げました。



人権セミナー

■ハラスメントeラーニングの実施

新人教育プログラムの一環として、新卒社員、経験入社員を対象にハラスメントeラーニングを実施し、ハラスメントの基本の理解につなげています。また2016年は、国内のサントリーグループ全従業員を対象に、ケーススタディによるeラーニングを実施する予定です。

サプライヤーとのCSR調達

■アンケートによる確認

サントリーグループは、2012年から原料部と包材開発部の主要取引先を対象に、CSR調達アンケートを実施しています。アンケートでは、基本的人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮しているかを中心に確認しています。

■児童労働・強制労働に関するモニタリングを開始

サントリーグループでは、2014年から、児童労働・強制労働などの人権課題に関して、海外の調達先を訪問してヒアリングを開始。2014年は、ビールの主要原料である麦芽・ホップの生産者を、2015年はウーロン茶の仕上げ場を対象に実施しました。

CSR マネジメント

リスクマネジメント

事業を継続して社会に貢献していくために、グループ全体のリスクを把握・分析し、課題解決に向けた取り組みを行っています。

リスクマネジメント推進体制

グループのグローバルな事業拡大に伴い、海外グループ会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進体制を強化するため、2015年4月に「グローバルリスクマネジメント委員会（GRMC）」を新設しました。このGRMCのもと、各事業会社にリスクマネジメント委員会やリスクマネジメントチームを設置しています（例：サントリー食品インターナショナル(株)に「リスクマネジメントコミティ」を、ピームサントリーに「グローバルリスク&コンプライアンスコミティ」を、またサントリービール(株)等に「リスクマネジメントチーム」を設置）。これらの委員会やチームを通じて、自社リスクの把握や対策実行、クライシスマネジメント体制の整備などの活動を行い、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆様に対する責任を果たすことを目指しています。

リスクへの体制基盤構築・強化

経済のグローバル化や情報化、企業の社会的責任に対する意識の高まりなどにより、企業を取り巻くリスクはますます多様化・複雑化しています。サントリーグループでは、毎年グループ全社を対象としたリスクの棚卸しを行い、ステークホルダーの皆様には大きな影響を及ぼすおそれのあるリスクを特定し、対策を講じています。グループ全体として取り組むべき重要リスクを特定し、リスク対応主管部署や各リスクマネジメント委員会でモニタリングを行い、グループ全体でリスクの低減活動を推進しています。

■クライシスへの対応基盤を整備

企業が直面するリスクは、ますます複雑化・多様化・巨大化し、リスクマネジメントの強化は避けて通れない経営課題となっています。とりわけ、影響が広範囲に及ぶ危機に対しては、あらかじめ被害を想定した事業継続計画（BCP）の策定が不可欠です。サントリーグループでは、「リスク・クライシス初動対応マニュアル」（2011年策定）をはじめ、クライシスへの対応基盤を構築しています。重大な危機が発生した際には、迅速な意思決定と情報伝達を行い、適切に対処することで、災害による影響および被害を極小化し、グループの社会的信頼を保持することを目指しています。このように、クライシスマネジメントのさらなる強化を図る中で、お客様をはじめステークホルダーの皆様の安全・安心を最優先とすること、適切な情報開示を行うこと、全従業員が当事者意識をもって速やかに誠実に対処する姿勢をさらに高めています。

■国内グループ会社の体制基盤構築・強化

国内グループ会社のリスクマネジメント体制基盤の構築・強化を目的に、グループ会社各社とサントリーホールディングス(株) リスク対応主管部署による「リスクマネジメントステアリング会議」を継続的に実施しています。双方向のディスカッションを通じて、各社固有のリスク課題の共有、課題の解決に向けた対応策の検討を行っています。

■事業継続計画（BCP）の策定と実施

近年、自然災害（大規模地震、台風や集中豪雨による洪水・土砂災害、雪害、火山噴火など）や、インフルエンザ・ノロウイルスをはじめとする感染症など、経済・社会活動の継続を脅かすリスクが多発しています。サントリーグループでは、こうしたリスク発生時にも事業をできる限り中断せず、減災してお客様に高品質な商品・サービスを安定的に供給するために、事業継続計画（BCP）を策定し、供給責任を果たすための対策を実施しています。

また、サントリーグループ内の工場における生産活動だけでなく、原材料調達や物流、営業活動での事業継続計画を策定するとともに、有事の際の本部機能、インフラの分散など有事対応体制の強化を継続的に図っています。

■大規模自然災害対策

安否確認システムの構築と訓練の実施

大規模地震をはじめとした自然災害が発生した際に、サントリーグループ従業員の安否確認を迅速に行うしくみとして、各自が所有する携帯電話・パソコン・固定電話などの連絡手段を使った安否確認システムを運用しています。

このシステムのスムーズな運用に向けて、安否確認訓練を年2回実施するなど、啓発に努めています。また、大規模地震を想定した防災訓練や徒歩による帰宅訓練など、定期的な実施訓練を行っています。



「災害対策本部」立ち上げ訓練の様子

災害時の対応体制

大規模災害時には、サントリーホールディングス（株）総務部を中心とした「対策本部」を設置し、傘下に各部門別の「対策チーム」を配置して、迅速に初動対応を行います。対策本部では、従業員や家族の安否確認や被害情報の収集・整理をはじめ、各部の活動方針に沿って実施する「事業所機能復旧」「情報システム復旧」「救援物資等手配」「生産機能復旧」「得意先・地域社会支援」などを統括します。また、これらの体制や手順をイントラネットに掲載し、従業員がいつでも確認できるようにしています。東日本大震災が発生した2011年以降、対応マニュアルの見直しや通信手段、災害備蓄品の増強、グループ会社を含めた災害発生時の体制強化を図っています。

■感染症対策

2009年に新型インフルエンザが流行（パンデミック）して以降、「インフルエンザ予防マニュアル」に基づく日常での予防対策、発生時の対応プロセスを示したマニュアルを策定し、全従業員への周知を図るとともに、発生時の報告体制を明確化し、感染症の拡大防止策を強化することで業務執行に影響が出ないように対策を講じています。加えて、強毒性感染症に関する行動指針を作成し（2015年改定）、あらゆる感染症に対処しています。また、疾病のまん延時や強毒性の新型インフルエンザなどが発生した際にも事業を継続できるようBCPを策定しています。

■海外出張者への安全管理

近年、グローバル企業を中心に、海外出張時のさまざまなリスクへの対応が課題となっています。サントリーホールディングス（株）総務部と人事部が連携して、2013年に海外出張者を一元的に把握できるシステムを立ち上げました。このシステムを活用して、海外出張者の速やかな安否確認、有事の際のスピーディな対応につなげています。

反贈賄

The Foreign Corrupt Practices Act (FCPA) 等の世界各国の贈賄に対する規制強化に伴い、2015年は全世界のサントリーグループ役員・社員に向け、反贈賄活動に関するサントリーグループの基本的な姿勢を宣言する (Anti-Bribery Measures) とともに、グローバルスタンダードに合わせた接待・贈答に関するガイドラインを制定し、周知理解の展開を図りました。2016年はグローバル反贈賄ポリシーを制定、接待・贈答に加え、寄付や政治献金などを含めた新たなガイドラインを制定していきます。

Anti-Bribery Measures

1. Suntory Group, as a global group, is firmly committed to compliance with applicable anti-corruption laws and regulations around the world.
2. All Suntory employees worldwide are prohibited from giving or receiving bribes in any form, directly or indirectly, to anyone (public officials and private counterparties).
3. Suntory Group is committed to providing employees with clear guidelines such as Gifts, Entertainment and Hospitality.
4. Suntory Group is committed to maintaining accurate books and records and appropriate internal accounting controls systems, which shall be audited periodically by our independent auditors.
5. Suntory Group will communicate its compliance objectives, including how seriously it takes ethical conduct and compliance, to its employees, business partners, agents and other third parties.
6. Suntory Group will provide its employees comprehensive compliance and prevention of corruption training programs.
7. Suntory Holdings is committed to enhancing centralized monitoring processes worldwide.
8. Suntory Group wants and expects violations and concerns to be reported and will take action to investigate any complaints.
9. Suntory Group will provide employees with the resources to help them with compliance.

情報セキュリティの強化

業務遂行上の最重要リスクの1つである「情報セキュリティリスク」に対応するために、グループ全体で情報セキュリティガバナンス体制を強化しています。

■情報セキュリティガバナンス体制強化

企業の情報セキュリティに対して、より適切な管理を求める社会的要請が高まっています。サントリーグループでは「情報の保護」「情報の活用」「事業継続性の維持」という3つの観点から「サントリーグループ情報セキュリティ基本方針」を定めています。

また、近年ユーザーが急増しているソーシャルメディア（フェイスブック・ツイッター・ラインなど）での情報漏洩などのリスクに備え、ソーシャルメディアの利用姿勢を定めた「サントリーグループソーシャルメディアポリシー」を制定しました。

これらに基づきグループ全体の情報管理を進めるとともに、情報の取り扱いに対する従業員一人ひとりの意識強化を図っています。

サントリーグループ情報セキュリティ基本方針

情報資産はグループ競争力の源泉です。私達はその戦略的な利活用において、お客様の信頼を得、社会的責任を果たします。そのために、情報資産を適切に保全することを重要な経営課題の一つとして捉え、情報セキュリティガバナンスを推進する上での基本方針を以下のとおり定めます。

- ・情報セキュリティの責任体制を整備し、情報の取扱いに関するルールの策定と実施により、組織として適切な管理に取り組みます。
- ・保有する情報資産について、その重要性和リスクに応じた取扱いを明確にし、安全かつ適正な利用及び適切な保全に努めます。
- ・役員及び全従業員等を対象とした啓発と教育を継続的に実施し、その意識向上と情報セキュリティに関するルールの徹底を図ります。
- ・情報セキュリティ事故の予防に努め、万が一問題が発生した場合には、速やかな復旧と是正措置を講じます。
- ・情報資産に関する各国の関連法規等を遵守するとともに、情報セキュリティに関する上記の取り組みの継続的な改善、向上に努めます。

■人的・法的管理の強化

情報システムの利用や機密情報の管理に関する規定・基準を構築し、その情報をイントラネットで告知しています。また各グループ会社では、次のような取り組みを通じてグループを挙げた周知徹底を図っています。

- ・脆弱性分析をもとにした情報管理体制の改善
- ・情報セキュリティの重要性と情報の取り扱いに関する認識を高めるためのeラーニングや説明会の実施
- ・ソーシャルメディア利用リスクに関する規定類の整備と従業員への説明会の実施
- ・各社のリスクマネジメント推進責任者・リーダーによるメンバーへの働きかけ



情報セキュリティ eラーニング画面

■物理的・技術的管理の強化

お台場オフィス、大阪オフィスをはじめとする各事業所にセキュリティカードを用いた入館管理システムを導入しています。また、セキュリティカードとパスワードを用いた認証機能により、全社の情報システムのアクセス管理を強化しています。このほか、情報漏洩を防止するため、情報記録媒体へのデータ書き出し禁止措置、重要情報（個人情報・機密情報）を安全に保管するためのシステム（自動暗号化）設置、Eメール自動転送不能措置、社外からの不正アクセス・攻撃防止のためのファイアウォール設定などの対策を行っています。

■SNSリスクへの取り組み

急速なソーシャルメディア（SNS）の普及により、個人が簡単に情報発信できるようになりましたが、他方、ネガティブ情報がSNSを通じて広く拡散され、企業価値の失墜を招くケースも見られます。サントリーグループでは、SNSリスクの低減を図るために、活用に関する各種基準・ガイドラインの制定、リスクの早期発見、対応体制の確立はもとより、従業員の感度醸成活動（eラーニング、セミナー、SNS安全利用ガイドブック作成）にも取り組んでいます。

■マイナンバー制度への対応

2016年に導入された特定個人情報（マイナンバー）の制度に対応すべく、グループ各社において適切な安全管理措置を行なっております。業務委託先においてもその対応が図られていることを確認しています。

■お客様の個人情報を保護

サントリーグループ各社は、商品の販売促進キャンペーンへご応募いただいたお客様や、健康食品などの通信販売をご利用のお客様をはじめとする多くの方の個人情報をお預かりしています。これらの大切なお客様の情報を守るため、サントリーグループでは、個人情報保護法・ガイドラインなどにに基づき、グループ全体で個人情報保護に取り組んでいます。

個人情報保護に関する従業員教育

個人情報保護の重要性を浸透させるために、グループ全従業員に対してeラーニングや説明会を実施しています。特に個人情報を直接取り扱う部署では、より重点的に情報セキュリティ教育を行っています。

販促キャンペーン履歴管理システム

お客様の住所・氏名など個人情報の収集を伴う販売促進キャンペーンについては、業務委託先との間で機密保持契約書を締結した上で「キャンペーン履歴管理システム」によって情報の入手から廃棄に至るプロセスを管理しています。また、保管が必要な個人情報は、社内に構築された専用のデータベースで一元管理するなど、お客様の情報を確実に保護するよう努めています。

通信販売顧客の情報管理

通信販売顧客の情報は、通信管理センター内に整備した専用のクローズドシステムで一元管理し、センターへの入退出者については静脈認証により厳重に管理しています。



静脈認証システム

知的財産権への取り組み

社会における知的財産権への意識の高まりや国による数々の施策により、知的財産の重要性は年々増してきています。サントリーグループでは、知的財産権を統括する部署として知的財産部、商標部を設置しています。

■自らの知的財産の活用

サントリーでは、商品や技術の研究・開発を通じて獲得した成果を知的財産として権利化活用し、サントリーグループならではの高付加価値商品を継続して供給するための活動を進めています。また、社内で定める「発明・考案規定」により報償制度を設け、従業員の職務発明（創作）の奨励と積極的な活用を図っています。

■他者の知的財産権の尊重

知的財産を活用する一方で、他者が保有する知的財産権を侵害しないよう、研究・開発活動の現場に密着して情報収集に努めています。たとえば、新しい技術の採用にあたっては、すでに他者の特許が存在しないかを調査します。また、商品名の採用に関しては、先行商標が登録されていないかなどを調査し、他者の知的財産に類似するか否かの判断には、専門家の意見も参考にしています。